

【概要版】東京都高台まちづくり推進事業について

事業概要

溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害のおそれが著しく、かつ、当該災害が発生した場合に広域で長期間にわたる壊滅的な被害が想定され、居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域（海面水位より低い地域等に都市機能が集積し、市街地が形成されている荒川、江戸川及び多摩川沿川のゼロメートル地帯等）において、令和7年3月に策定された「災害に強い首都『東京』の形成に向けた高台まちづくり整備の基本的な考え方」に基づき、**高台まちづくりの緊要性の高い箇所の選定や区全域・個別地区の高台まちづくり方針等の計画策定を行う区に対し、東京都（以下「都」という。）が当該事業に要する経費を補助する事業**

施行者・施工地区

施行者：荒川、江戸川又は多摩川に接する8区（墨田区、江東区、北区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区及び大田区）
施行地区：区内の全域又は個別地区（個別地区においてはDID区域内かつ浸水継続時間が72時間以上の地域及び隣接する地区）

事業期間・事業内容

補助期間：令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

事業内容：（1）高台まちづくりに関する計画等の策定（区全域、個別地区）

ア 調査・分析費

イ 計画等作成費

（2）計画等作成に付随するコーディネート（区全域、個別地区）

ア 事業関係者との協議調整費

※本事業を活用し策定された計画や調査・分析結果に対して、その改定や更新に本事業は適用されない。

補助率・補助上限額

補助金額は、**補助対象事業費に2分の1を乗じた額**とし、予算の範囲内とする。

都1/2

区1/2